

米軍人による強制わいせつ事件に関する意見書

沖縄県警は、1月31日午前5時頃、那覇市内の駐車場で成人女性に対してわいせつな行為をしたとして、キャンプ・コートニー所属の米海兵隊員1等兵を強制わいせつ容疑で、2月11日、逮捕した。今回の事件は、リバティー制度や新型コロナウイルス感染対策指針にも違反していた可能性がある上に、女性に対するこのような行為は、肉体的、精神的苦痛を与えるだけではなく、人間としての尊厳をじゅうりんする犯罪である。

本県における復帰後の米軍構成員等による刑法犯検挙件数は、令和2年12月末時点で6069件にも上り、本県議会は、事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く抗議してきたところである。それにもかかわらず、このような事件が発生したことは、米軍における人権教育への取組や隊員の管理体制が機能していないと言わざるを得ず、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、本県議会は、県民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者及び家族への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀粛正と実効性のある再発防止策を講ずるよう求めるこ。
- 3 勤務時間外行動の指針（リバティー制度）を遵守するよう求めること。
- 4 「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」を早期に開催すること。
- 5 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年2月24日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

宛て